

職員の懲戒処分について

令和元年6月28日

旭川市水道局

本日付けで、関係職員の懲戒処分を行ったので発表します。

1 事案の概要

被処分者は、平成30年10月21日午後、札幌市内のホテルにおいて、児童（当時14歳）に現金を渡した上でわいせつな行為をし、令和元年5月28日に児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反により逮捕され、札幌簡易裁判所から罰金の略式命令を受けたもの。

2 被処分者

技術職員

3 処分の内容

停職12月